

教育・研究倫理規程

規程第 2-20 号

(目的)

第 1 条 この規程は、事業構想大学院大学（以下「本学」という）における教育活動および学術研究の信頼性と公正性が確保されることを目的として、本学研究者等が遵守すべき事項を定める。

(対象)

第 2 条 本規程の対象は、本学の研究者等を対象とする。

2 前項の「研究者等」とは、本学の施設や設備を利用する教職員、学生、研究員及び本学の研究に従事している者又は携わる者のことを示す。

(研究者等の責務)

第 3 条 研究者等は、自身の専門分野と社会連携及び貢献を意識し研究活動を行い、たえず自己研鑽に努めなければならない。

- 2 研究者等は、その研究活動において、文化、慣習、伝統、規範の多様性の理解と尊重に努めなければならない。また、同活動において、性別、人種、出自、地位、思想、宗教の多様性の理解と尊重に努めなければならない。
- 3 研究者等は、他の研究者の人格並びに学問的立場を尊重しなければならない。
- 4 研究者等は、自身の研究活動の計画、内容、進捗状況等を簡潔に説明できるよう努めなければならない。
- 5 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 6 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目（以下「研究倫理教育」という）等を定期的に通講しなければならない。ただし、研究者等が研究倫理教育の受講を求められる期間において、他の所属機関において同等の研究倫理教育を受講している場合、その受講を証する書類を提出することで、受講したものと認める。
- 7 研究者等は、研究成果の公表並びに社会への還元に努めなければならない。
- 8 研究者等は、研究成果及び研究の進捗状況等に関して、自己点検を行い、研究活動の達成状況等の報告に努めなければならない。

(研究費の取扱)

第4条 研究者等は、公的研究費規程及び研究費ごとに定められた規則に従い、研究費の適正な使用に努めなければならない。

(研究のためのデータ等の収集、利用及び管理)

第5条 研究者等は、個人及び組織等のデータを収集し研究を行う場合、そのデータの提供者に対して、研究の目的、利用方法等について簡潔に説明し、同意を得なければならない。

2 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を10年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(研究成果の発表)

第6条 研究者等は、研究の成果を社会に還元し、社会貢献に寄与するため、研究成果を公表するよう努めなければならない。

2 研究者等は、研究成果の発表に関して、次にあげる不正行為は、行ってはならない。

(1) 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用等。

- ・ 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- ・ 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ・ 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること

(2) 二重投稿、不適切なオーサーシップ、①以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

- ・ 二重投稿：他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること
- ・ 不適切なオーサーシップ：論文の著者が適正に公表されないこと

(教育活動の原則)

第7条 教員は、たえず教育内容の充実を図り、教育力の向上に努めなければならない。

- 2 教員は、本学が実施するFD活動等に積極的に参加するものとする。
- 3 教員は、授業評価アンケート等の授業評価を真摯に受け止め、授業の改善に努めるものとする。
- 4 教員は、院生の構想する事業に対しては第三者として関与することを原則とし、学長の許可なく、院生が所属または経営する企業・団体等の役員・顧問等に就任することや、投融資、保証人の引き受けを行ってはならない。
- 5 教員は、院生から個人的に報酬や金品を受け取ってはならない。
- 6 本規程のほか、ハラスメント防止に関する規程、就業規則、兼任教員服務規程を遵守するものとする。

(利益相反)

第8条 研究者等は、関連する個人及び組織等の利害関係に注意を払い、利益相反が発生する場合、適切に対応しなければならない。

(本学の責務)

第9条 本学は、本規程に基づき、研究者等の教育・研究倫理意識の周知徹底を図り、必要な制度及び組織の整備に努める責任を有する。

- 2 本学は、研究者等の教育・研究活動に不適切な行為が認められた場合、速やかに適切な措置を講じるものとする。必要に応じて監督官庁等へも遅滞なく報告するものとする。

(不正行為の防止及び対応)

第10条 研究活動に関する不正行為の防止及び対応については、別に定める研究活動上の不正行為防止及び対応に関する規程による。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

本規程は、2016（平成28）年9月1日より施行する。

附 則

本規程は、2016（平成 28）年 9 月 20 日一部改正、施行する。

附 則

本規程は、2017（平成 29）年 2 月 23 日一部改正、施行する。

附 則

本規程は、2019（平成 31）年 6 月 1 日一部改正、施行する。

附 則（2020（令和 2）年 10 月 28 日一部改正）

本規程は、2020（令和 2）年 11 月 1 日より施行する。

附 則（2022（令和 4）年 2 月 19 日改定）

この規程は、2022（令和 4）年 4 月 1 日より施行する。